

---

# グリーンファイナンス関連施策の方向性について

---

2022年11月21日

環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室

1. 検討の全体像
2. 市場形成の促進
3. 開示の推進
4. ESG地域金融

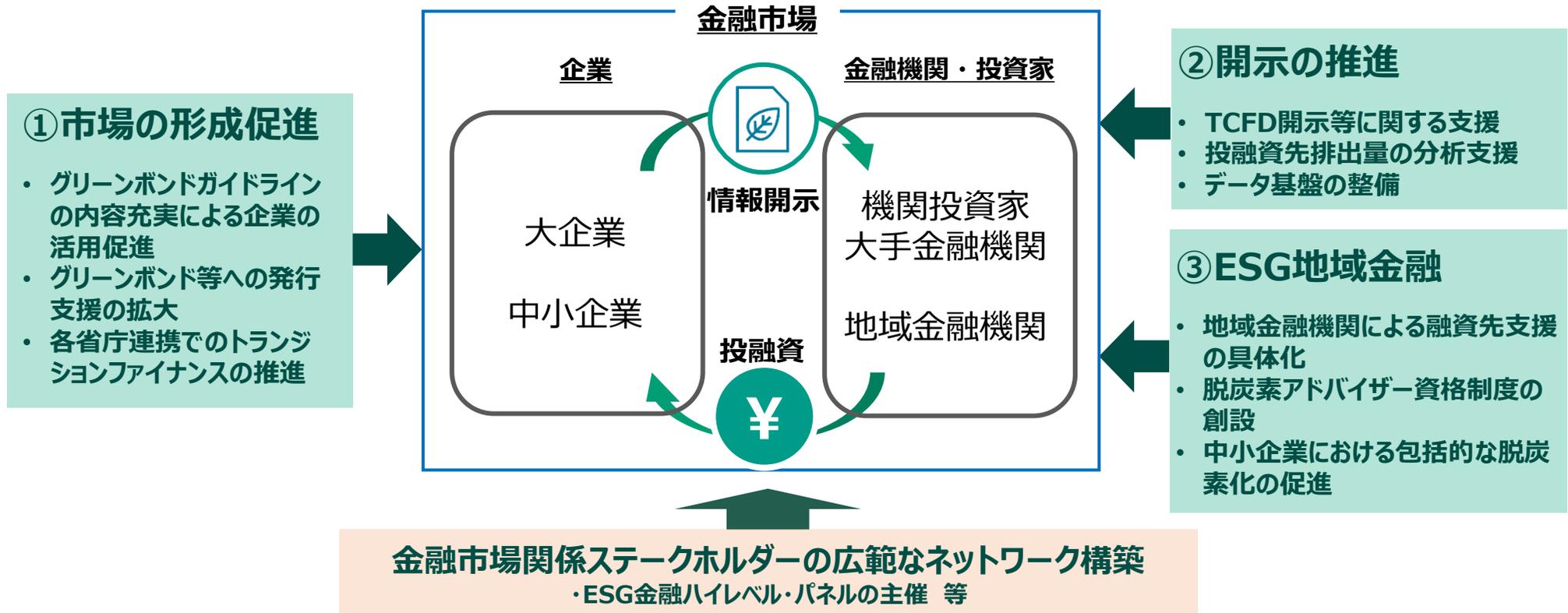
---

# 1. 検討の全体像

---

# GX実行に向けたグリーンファイナンスの推進

- 今後10年で、官民協調で150兆円の脱炭素投資を確実に実現するためにも、世界で4,000兆円とも言われるESG資金や、国内の個人金融資産、企業の内部資金を、BAT (Best Available Technologies) やイノベーションなどの脱炭素投資につなげる橋渡しとして、グリーンファイナンスの機能を強化・充実させることが必要。
- このため、グリーンに関するルールの明確化などの ①**グリーン市場の形成促進**や、知見の整理や体制整備などの②**開示の推進**、地域金融機関とともに地域の脱炭素化への取組を具体化する③**ESG地域金融**等の取組を推進。
- さらには、脱炭素・サステナビリティを軸とした、**国内ステークホルダーの広範なネットワーク構築**を推進。



---

## 2. 市場形成の促進

---

# 世界/国内のグリーンボンド発行動向

- 世界：2022年11月時点の発行件数は2,558件、発行額は4,087億米ドルとなっている。  
資金使途別では、再生可能エネルギー、クリーンな運輸、グリーンビルディングに関する発行が多い。
- 国内：2022年11月時点の発行件数は78件、発行額は1.8兆円となっている。  
資金使途別では再エネ・省エネに関する発行が多く、近年は資金使途の多様化も進んでいる。

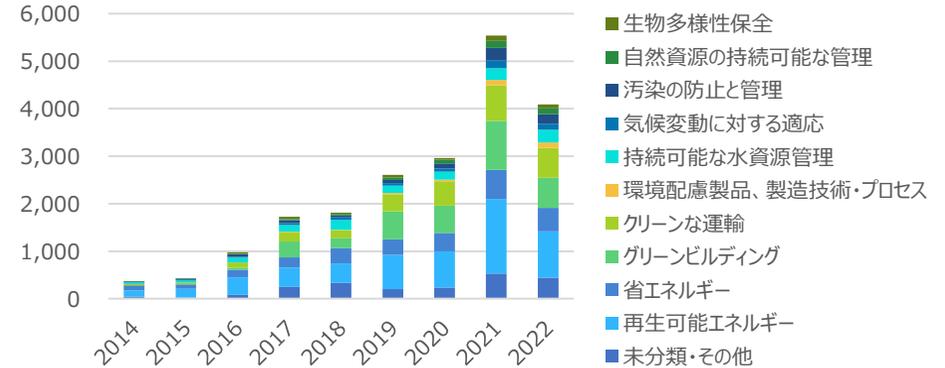
発行額推移（海外・億米ドル）



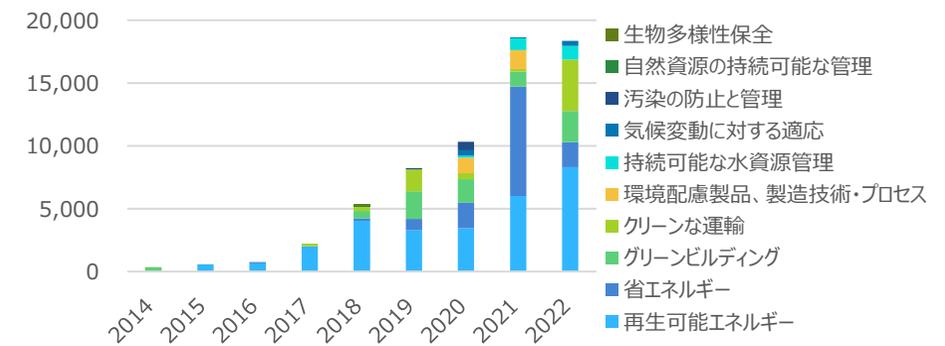
発行額推移（国内・億円）



\* 資金使途セクターが複数ある場合は、セクター数に応じて発行額を按分している。  
資金使途別発行額推移（海外・億米ドル）



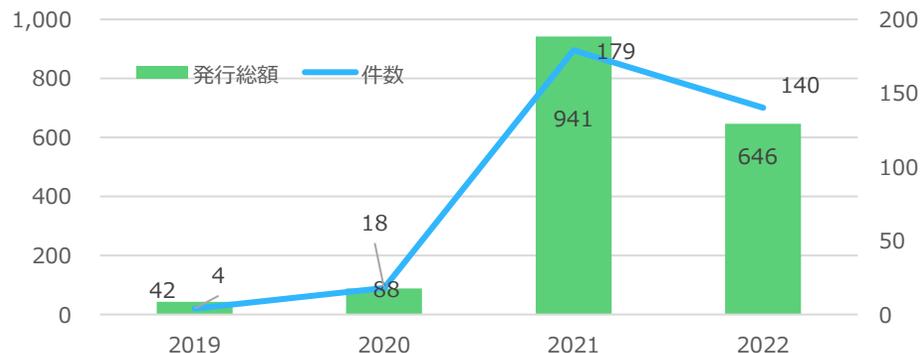
資金使途別発行額推移（国内・億円）



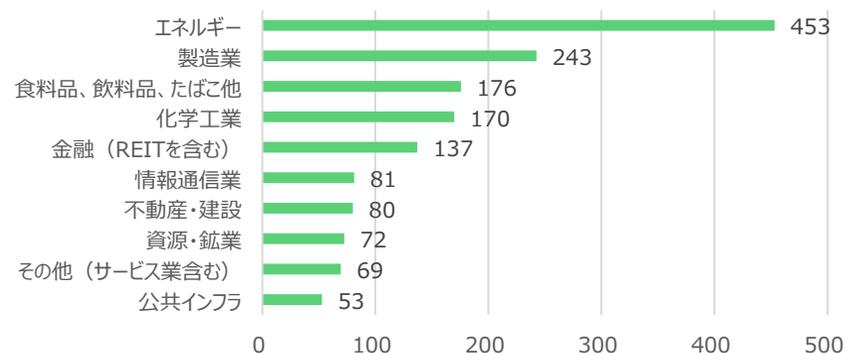
# 世界/国内のサステナビリティ・リンク・ボンド発行動向

- **世界**：2022年11月時点の発行件数は14件、発行額は646億米ドルとなっている。  
発行体業種別ではエネルギー、製造業、食料品・飲料品・たばこ他の順に発行が多くなっている。
- **国内**：2022年11月時点の発行件数は11件、発行額は2,850億円となっている。  
発行体業種別では製造業、不動産・建設業、小売業の順に発行が多くなっている。

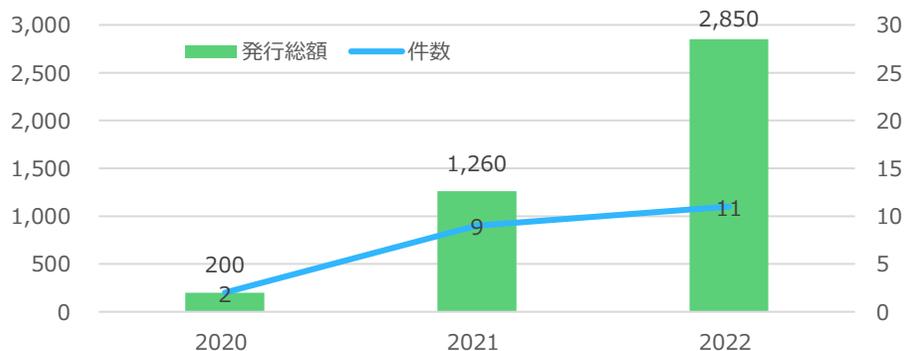
### 発行額推移 (海外・億米ドル)



### 発行体業種別累積発行額 (海外・億米ドル)



### 発行額推移 (国内・億円)



### 発行体業種別累積発行額 (国内・億円)



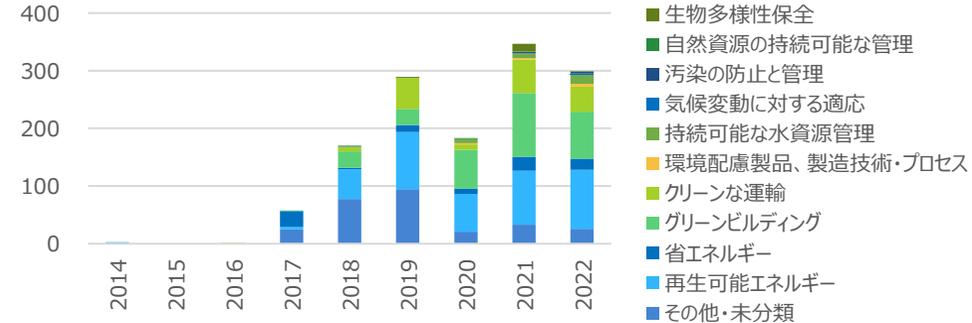
# 世界/国内のグリーンローン組成動向

- 世界：2022年11月時点の組成件数は157件、組成額は299億米ドルとなっており、増加の傾向が続く。資金使途別では、再生可能エネルギー、グリーンビルディングに関する組成が多い。
- 国内：2022年11月時点の組成件数は117件、組成額は3,617億円と2021年から大きく増加している。資金使途別ではグリーンビルディング・再エネに関する組成が多い。

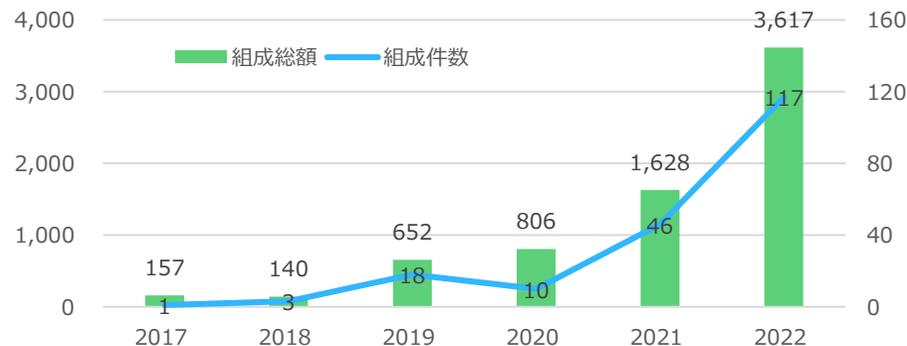
組成額推移（海外・億米ドル）



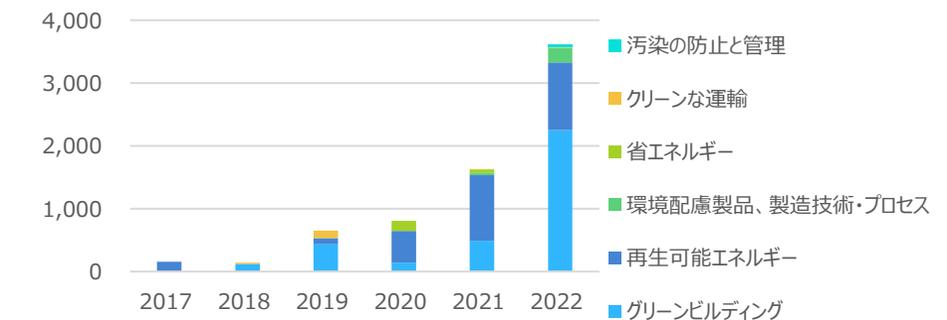
資金使途別組成額推移（海外・億米ドル）



組成額推移（国内・億円）



資金使途別組成額推移（国内・億円）



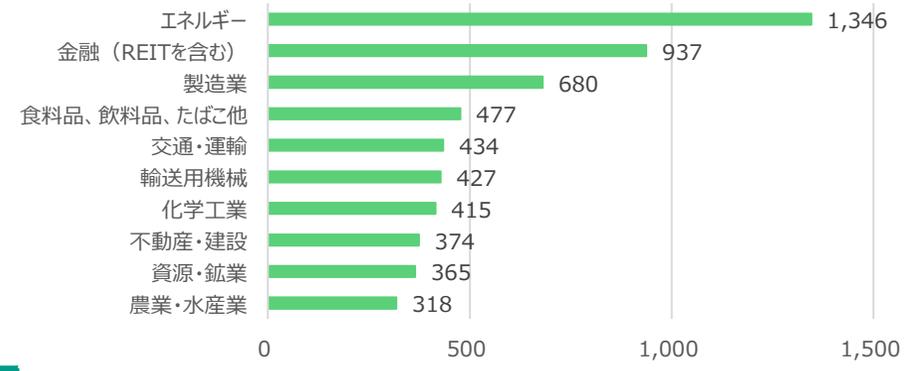
# 世界/国内のサステナビリティ・リンク・ローン組成動向

- 世界：2022年11月時点の組成件数は278件、組成額は、1,722億米ドルとなっている。  
借手業種別では、エネルギー、金融、製造業の順に組成が多くなっている。
- 国内：2022年11月時点の組成件数は147件、組成額は4,994億円となっている。  
借手業種別では金融、不動産・建設、交通・運輸の順に組成が多くなっている。

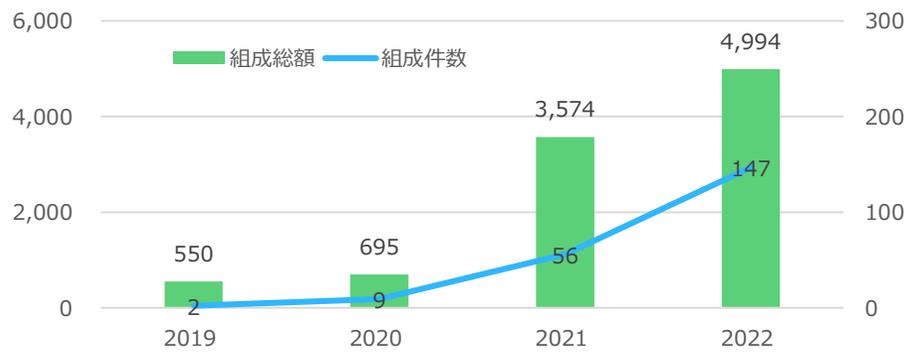
組成額推移 (海外・億米ドル)



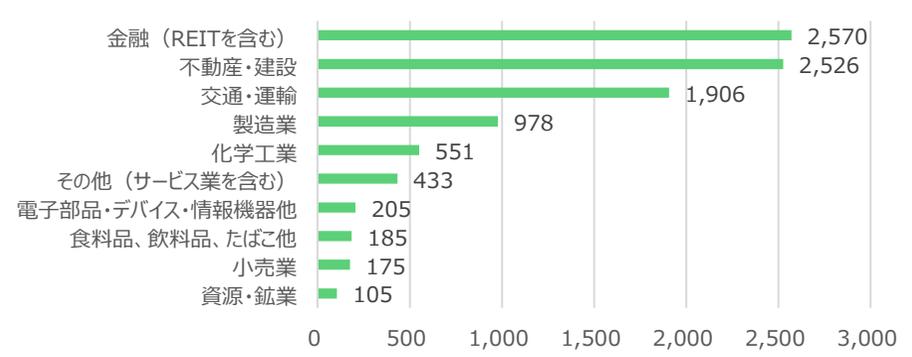
借手業種別累積組成額 (海外・億米ドル) ※上位10業種



組成額推移 (国内・億円)



借手業種別累積組成額 (国内・億円) ※上位10業種



## グリーンボンドガイドライン等の改訂（2022年7月）

- 国際議論の動向や国内施策の進展等を踏まえ、2022年7月に、グリーンボンドガイドライン等の国内ルールの改訂を実施。
- ICMAを始めとする国際原則と整合しつつ、サステナビリティ・リンク・ボンドのガイドラインを新規策定したほか、付属書のリストの拡充等によるグリーン性の判断基準の明確化を実施。

### 改訂のポイント

#### 👍 資金調達者の裾野拡大に向けたガイドラインの利便性の向上

- ✓ グリーンプロジェクトにおける「グリーン性」の判断の観点の明確化
- ✓ 国内における資金使途、評価指標（KPI）、ネガティブな効果の例について、ポジティブリストとして一覧表の形で整理

#### 👤 資金調達者による市場説明の促進

- ✓ グリーンボンドフレームワーク、外部レビューの実施を資金調達者に対する重要な推奨項目として位置付け、実施を推進
- ✓ プロジェクトに付随するネガティブな効果の特定・緩和・管理に関する市場への説明を推奨

#### 🌐 サステナビリティ・リンク・ボンドの国内向けガイドラインを新規策定

- ✓ 目標設定・資金使途不特定型のサステナビリティ・リンク・ボンドのガイドラインを新規策定



## 施策の方向性① グリーン性判断の更なる明確化に向けた付属書の拡充

- ◆ 2022年7月のガイドライン改訂において、グリーン性の判断基準の明確化のため、付属書におけるグリーンプロジェクトの例示リストの拡充等を実施。
- ◆ 一方で、特に新規の発行者・分野での発行拡大の観点からは、**グリーンな資金使途に関するリストの更なる拡充が有用**。
- ◆ このため、市場参加者の知見を採り入れつつ、**付属書を継続的に拡充、更新していくための新しいスキームを構築**。

### <新スキーム（イメージ）>

国内外の発行・調達実績等の  
市場実態

#### グリーンプロジェクトに関する ワーキンググループ（仮称）

- グリーンファイナンスに関する検討会の下部組織として、有識者から成る付属書の更新を目的としたワーキンググループを新たに設置。各インプットに基づき、付属書1別表の拡充・更新について年に数回審議。
- 更新した付属書については、環境省HP上（グリーンファイナンスポータル）で公開。

定期的更新

更新版付属書

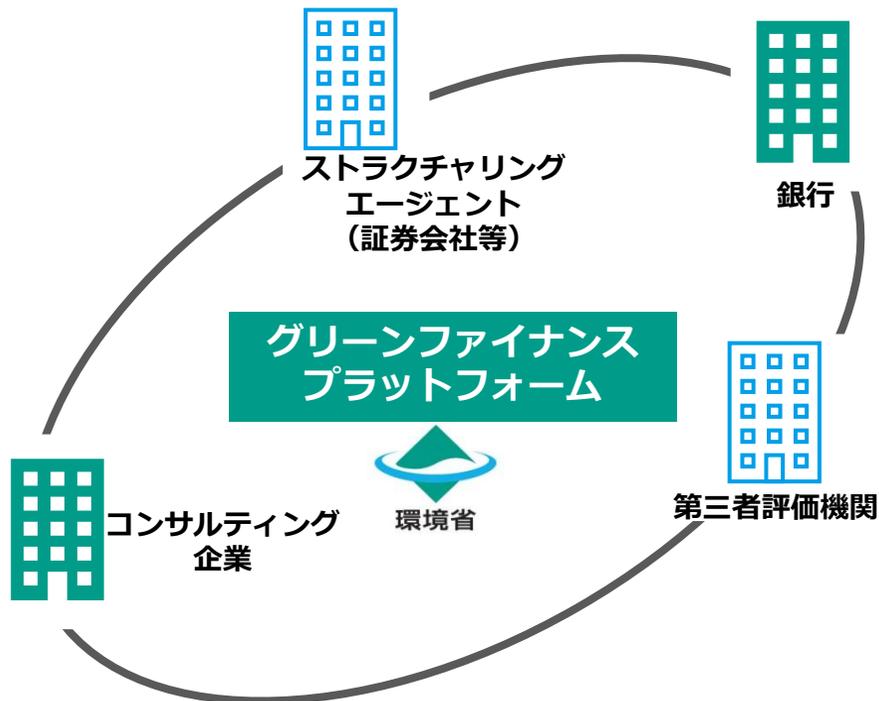
具体的な相談事例等に関するフィードバック

グリーンファイナンスプラットフォーム

## 施策の方向性② 発行促進プラットフォームの新設と支援対象の拡大

- ◆ 健全なグリーンファイナンス市場の拡大を促すため、**市場関係者（資金調達を支援する証券会社、銀行、第三者評価機関等）の協力の元、発行体を対象としたプッシュ型の発行促進を行う新たなプラットフォームを構築。**
- ◆ 加えて、グリーンボンド及びローンを対象とした発行促進のための支援について、2023年度より対象をサステナビリティ・リンク・ボンド及びローンへ拡大。

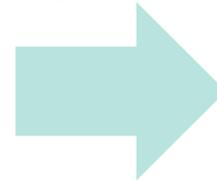
登録要件を満たす機関がプラットフォームに参画



＜プラットフォームが果たす機能（想定）＞

- ① セクター毎の**資金調達事例集**の作成
  - ② 発行体向けの**セミナー開催**
  - ③ **ガイドラインの解釈等に関する相談・質問への対応**
- 等

発行促進施策



グリーンプロジェクトの実施



グリーンプロジェクト

## 施策の方向性③ インパクトファイナンスの活用

- ◆ 環境省では、投融資によるポジティブなインパクトの創出を拡大するため、インパクトファイナンスの実践を推進。
- ◆ 2020年には国内で先駆けてインパクトファイナンスに関する**基本的な考え方**をとりまとめたのち、2021年には、**インパクト評価について国際的なイニシアティブ等を参考として一定の考え方や手法を整理したガイドを策定**。
- ◆ 本ガイドを踏まえつつ、モデル事業等によって、地域金融機関による地域企業への融資や、ベンチャーキャピタルによるスタートアップ投資など、投融資タイプごとにインパクト評価の活用を進めていく。

**全ての機関投資家・金融機関等が全てのアセットクラスにおいて、インパクトファイナンスを実践**

### 「インパクトファイナンスの基本的考え方」 (2020)

- ✓ 適切なリスク・リターンを確保しながら環境、社会、経済へのインパクトを意図して取り組む「インパクトファイナンス」の促進に向けた考え方を整理

### 「グリーンから始めるインパクト評価ガイド」 (2021)

- ✓ 投融資の前後にわたるインパクト評価手順を整理した「評価ガイド」を作成
- ✓ 併せて、インパクト評価に役立つ各種ツールを紹介

### 「グリーンファイナンスモデル事例創出事業」 (2021～)

- ✓ 2021年度よりインパクトファイナンスのカテゴリを新設
- ✓ 「再エネ特化型投資ファンド」、「地域金融+地域企業」など、投融資タイプごとにモデル事例を認定
- ✓ 今後、脱炭素関連スタートアップ投資に関するインパクト評価手法の活用も検討

# (参考) インパクト評価活用の事例 地域金融機関×地場企業

- 環境省2021年度グリーンファイナンスモデル事例創出事業において、株式会社滋賀銀行（たねやグループ）のポジティブインパクトファイナンスをモデル性を有するインパクト・ファイナンス（インパクト包括型）として選定

## インパクト・ファイナンス概要

金融機関：株式会社滋賀銀行  
 融資先：たねやグループ（菓子製造・販売）  
 金額：5億円 期間：5年 資金用途：運転資金  
 インパクト領域

- ① 自然と共生するお菓子づくり（PI増大、NI抑制）
- ② 地域とつながる商い（PI増大）
- ③ 多様な人材の活躍（PI増大）
- ④ バリューチェーンにおける環境への配慮（NI抑制）  
 (PI=ポジティブインパクト NI=ネガティブインパクト)



「自然を学ぶ」をテーマにしたたねやグループのフラッグシップ店「ラコリーナ 近江八幡」

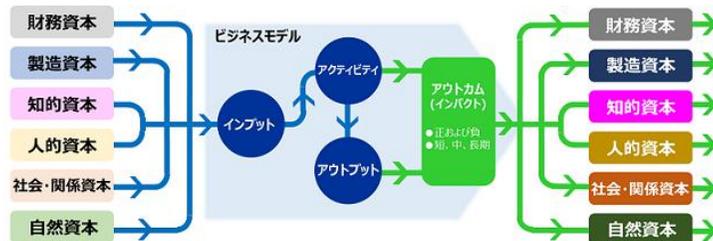
国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定した「ポジティブインパクト金融原則」（PIF原則）に準拠

**原則1（定義）**：インパクト分析の手法はPIF原則に背景にある全体を捉えるアプローチ（holistic approach）と統合的で、PIFの定義に合った業務内容となっている。

**原則2（枠組み）**：インパクトの特定はUNEP FIのインパクトレーダーを活用するなど国際的な見方との整合性をとる。SDGダッシュボードなどのツールを活用してインパクトニーズを的確に把握。ポジティブインパクトの狙いを明確にしてインパクトの実現度合いをモニタリングする。専属の担当者を配置しインパクトファイナンスの知見の蓄積を進めている。

**原則3（透明性）**：インパクトファイナンスの評価書を融資先に提供するとともに、融資先が合意できる範囲において評価書の内容を公表する。第三者がインパクトファイナンスの体制と業務プロセスの概要を独立した評価の結果と共に公表する。モニタリングする測定値やインパクトの検証について、できる限り開示を求めている。

**原則4（評価）**：インパクト（アウトカム）につながる企業のアクティビティやアウトプットを確認して適切なKPIを設定する。既に発現しているインパクトだけではなく、これから生み出されるインパクトの評価に努める。KPIの実績は少なくとも年に1回確認する。インパクト実現に向けた対応策等に関するエンゲージメントを行う体制をとる



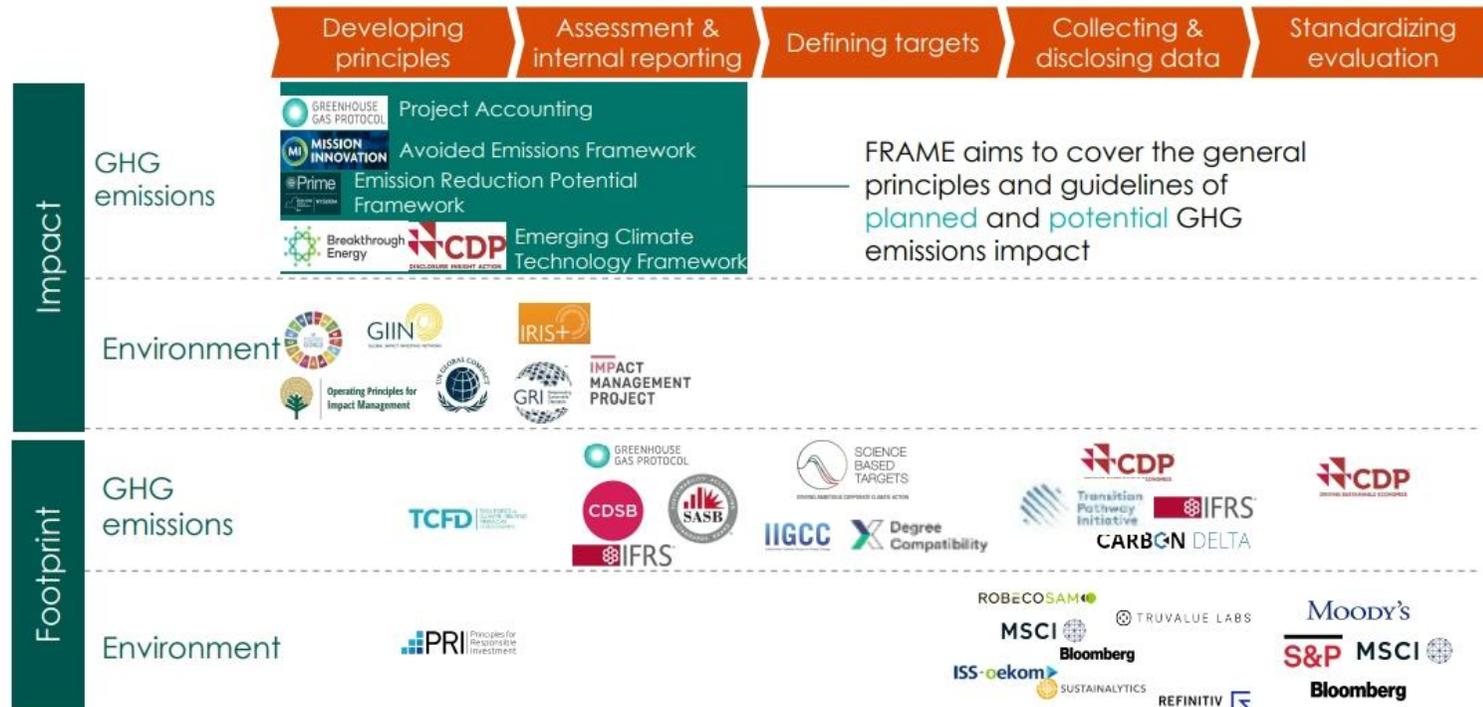
滋賀銀行がインパクト分析に用いる統合思考に基づくロジックモデル

[出所 左図上段：たねやグループのウェブサイト 左図下段：滋賀銀行]

- ◆ 欧米中心に、**脱炭素関連のスタートアップのインパクト評価手法のフレームワークを構築する動き**が始まっている。
- ◆ 国内においても、脱炭素関係に取り組むベンチャーキャピタルが現れつつあるところ、こうした動きも踏まえ、**国内の脱炭素関連のスタートアップへの投資の促進につなげていく方策が考えられないか。**

## PROJECT FRAME

✓ 気候変動関連の新しい技術やサービス、ビジネスモデルを持つ（アーリーステージの）スタートアップが将来的に持つ環境インパクト（温室効果ガス削減効果）を推計するためのフレームワークやツールを構築すべく立ち上がった投資家や専門家のプラットフォーム。2021年に設立されClean Energy Ventures、Prime Coalition、BCG等、2022.7時点で200団体（うちVCは80）が参加。



---

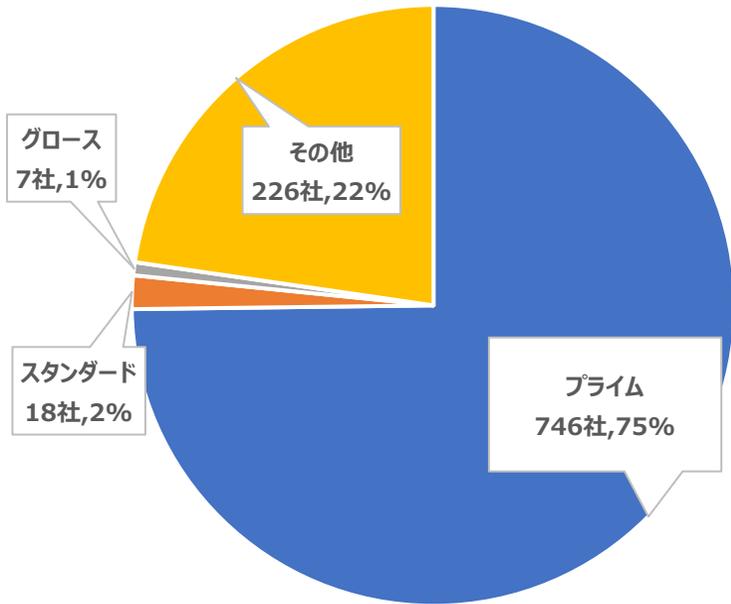
## 3. 開示の推進

---

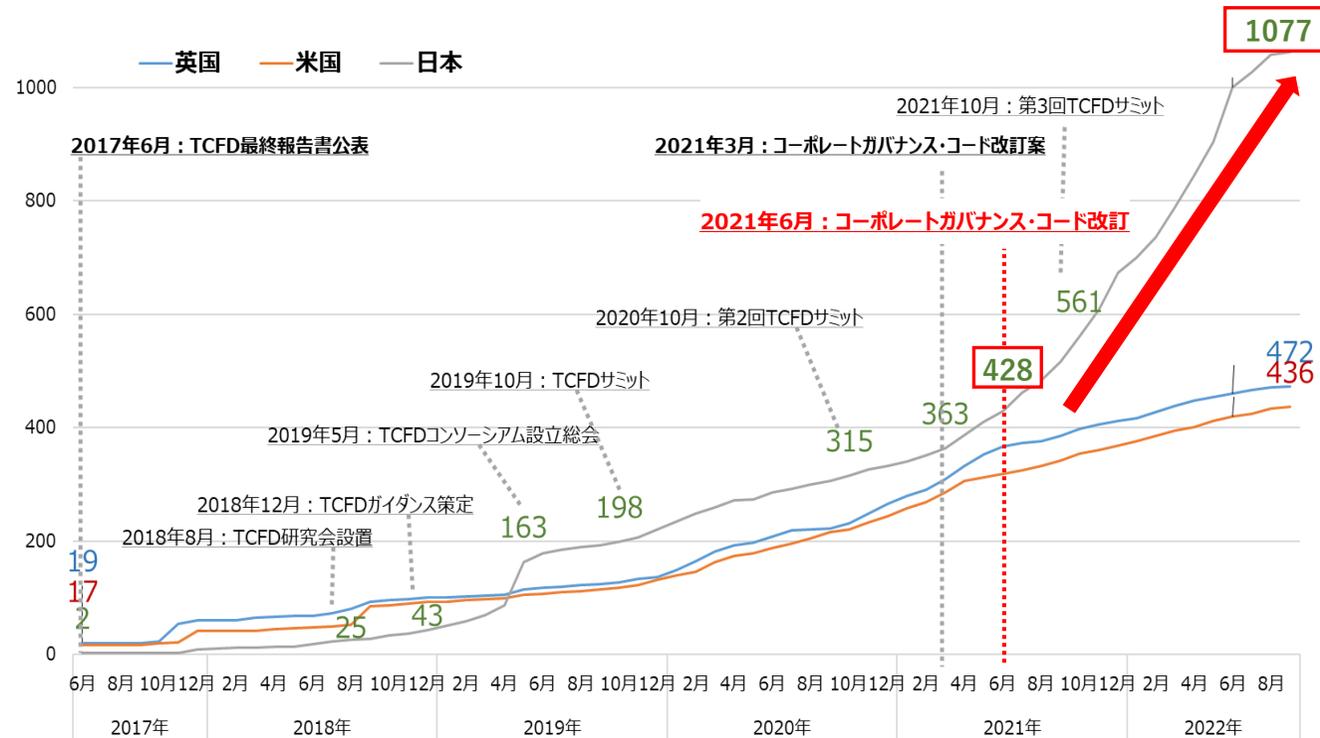
# 日本国内におけるTCFD賛同数の増加

- 日本では、コーポレートガバナンス・コード（以下CGコード）の改訂（2021年6月）や日本銀行による気候変動オペレーションの導入（2021年9月）等により、近年TCFDの賛同社数は急速に増加。2022年10月25日時点での賛同社数は1,077社と、英国(476社)、米国(443社)の2倍以上となっている。
- 一方で、TCFD等に基づく開示が求められるプライム上場企業数は1,837社であることにも照らせば、賛同社数は今後も増加することが予想される。

【市場区分別のTCFD賛同数の内訳】  
(2022年6月時点,合計:997)



【日米英のTCFD賛同機関数比較(2022年10月25日時点)】



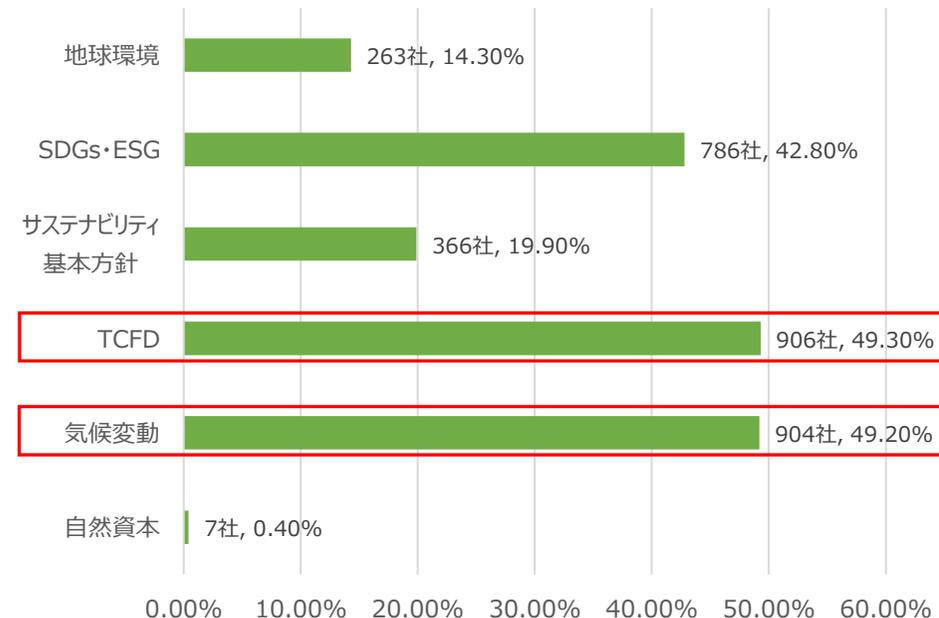
# 日本国内におけるTCFDの開示状況①

- 2021年6月のCGコード改訂により「**TCFD又は同等の枠組みに基づく開示**の質と量の充実を進めるべき(補充原則3-1③)」が新設。プライム市場上場の1,837社はTCFD又は同等の枠組みに基づいた開示を行うか、行わない場合にはその理由の説明が必要(コンプライ・オア・エクスプレイン)。
- プライム市場上場の企業にTCFD開示を求める**補充原則3-1③のコンプライ率は62.5%**。ただし、補充原則3-1③は「企業のサステナビリティへの取組」や「人的資本・知的財産等への投資等」への開示も求めている。
- 「**TCFD**」や「**気候変動**」といった**キーワード**が使用された開示は**全体の約50%**となっている。

## 【CGコードにおけるサステナビリティ関連原則の対応状況】

新設・改訂された原則	概要	コンプライ率 (2021年12月比)	
		プライム	スタンダード
補充原則2-3① 【改訂】	取締役会は、 <b>サステナビリティ課題への対応はリスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき</b>	<b>95.8%</b> (+1.9pt)	<b>94.0%</b> (+0.7pt)
補充原則3-1③ 【新設】	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営戦略の開示にあたって、<b>自社のサステナビリティについての取組を適切に開示</b>、人的資本や知的財産への投資等について、分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべき</li> <li>プライム市場上場会社は、<b>TCFD又は同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべき★</b></li> </ul>	<b>62.5%</b> (-4.2pt)	<b>59.4%</b> (+0.8pt)
補充原則4-2② 【新設】	<ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会は<b>自社のサステナビリティを巡る取組について基本的な方針を策定すべき</b></li> <li>人的資本・知的財産への投資等をはじめとする経営資源の配分、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督すべき</li> </ul>	<b>86.4%</b> (+6.2pt)	<b>67.2%</b> (+3.5pt)

## 【サステナビリティに係るキーワード(プライム市場)】



# 国内でのTCFD開示の状況②

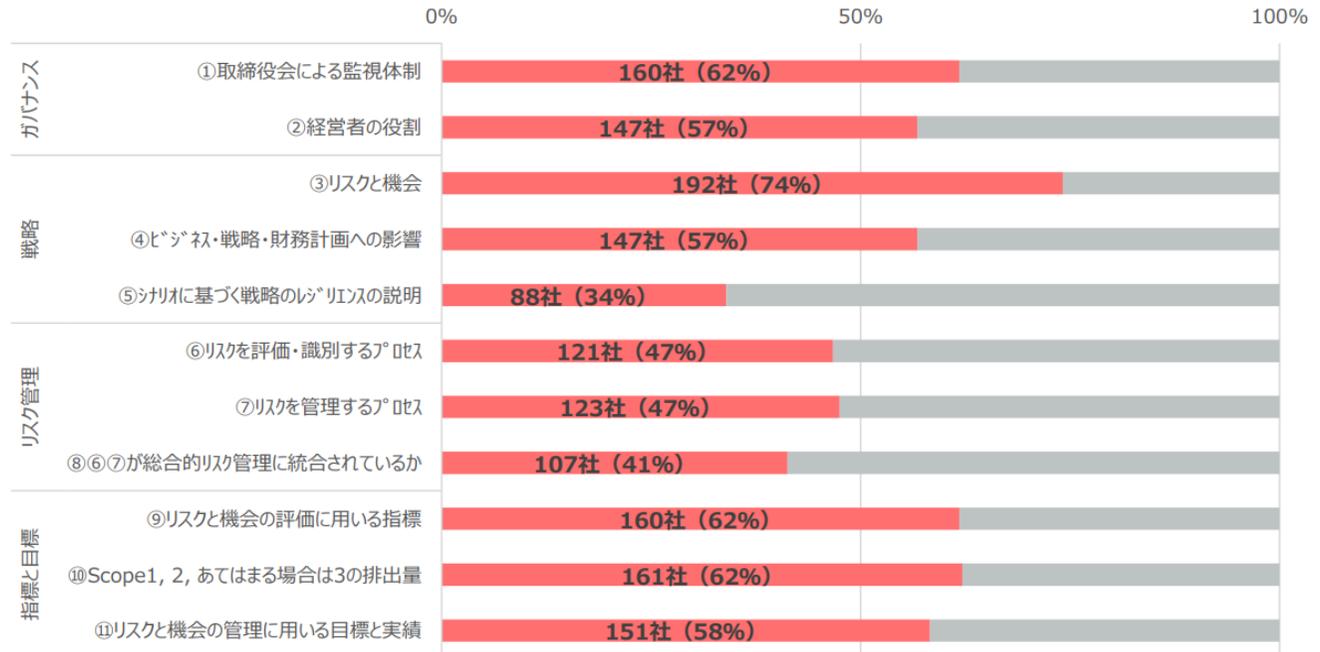
- 日本取引所グループによる、国内上場企業259社\*を対象としたTCFD11項目の開示状況調査によれば、**各項目ごとの開示状況に大きなばらつきがある。**
- 最も開示割合が低い項目は、「⑤シナリオに基づく戦略のレジリエンスの説明」(34%)で、リスク管理に関する3項目「⑥リスクを評価・識別するプロセス」(47%)、「⑦リスクを管理するプロセス」(47%)、「⑧リスクを評価・識別・管理するプロセスが総合的リスク管理に統合されているか」(41%)も、50%を下回る。
- 国内におけるTCFD開示は、急速に進展しているものの、開示の内容面を踏まえると発展途上。

## 【調査対象企業の業種】 (東証17業種分類)

素材・化学	38
電気・精密	36
情報通信・サービスその他	24
銀行	22
建設・資材	21
食品	15
金融(除く銀行)	14
電気・ガス	14
機械	13
自動車・輸送機	12
運輸・物流	9
鉄鋼・非鉄	9
不動産	9
商社・卸売	7
小売	7
医薬品	6
エネルギー資源	3
合計	259

## 【TCFD提言が推奨する11項目の開示状況】

(調査対象媒体のいずれかで各項目に該当する情報を開示している会社数。括弧内は割合。全259社)



\*2021年3月末時点でTCFDに賛同を表明し、TCFD公式ウェブサイトにてTCFD Supportersとして社名が掲載されていた上場会社(259社)。

TCFDで推奨されている11項目について、調査対象企業の有価証券報告書、統合報告書/アニュアルレポート、ESG/CSR/環境/サステナビリティレポート、TCFDレポートにおいて該当する情報が記載されているかを確認。

# 環境省の取組①（地域金融機関へ向けたTCFD開示支援）

- **地域金融機関（69行庫）を対象に、スクール形式の支援プログラム**（夏・冬タームの計2ターム）を実施。
- ケーススタディをベースに、**参加機関への課題及びそのフィードバック等、双方向性**を持った形を予定。

## プログラム内容

- TCFD開示担当者向けに、**推奨開示項目「ガバナンス」、「戦略」、「リスクマネジメント」、「指標と目標」において実務上で必要な知識習得を目指し**、また、**経営層にも部分参加してもらうこと**で取組の実効性を向上。
- 参加機関によりTCFD開示への理解度は様々であると想定し、**基本的な考え方の理解に重点を置く「ベーシックコース」と、開示の質の向上に向け、さらに具体的な方法論等までカバーする「アドバンスドコース」の2種類を設置。**

講義	テーマ	受講者		講義概要
		経営層	担当者	
第1回	TCFDを取り巻く状況と全体像の理解	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関におけるTCFD開示の意義・動向、並びにTCFD開示の事例を紹介</li> <li>TCFDを取り巻く世界の状況と今後の方向性を概観</li> </ul>
第2回	戦略①リスクと機会の特定	△ (任意)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク重要度の評価の考え方・事例紹介。シナリオ群の定義及び産業インパクト評価を解説。 【ケーススタディ】リスクと機会の洗い出し</li> <li><b>(アドバンスドコースのみ) 産業連関分析を活用した業種別リスク・機会の分析手法の紹介</b></li> </ul>
第3回	戦略②シナリオ分析の考え方	△ (任意)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>シナリオ分析（移行・物理的リスクの定量評価の方法）を解説し、実施事例（金融業）を紹介 【ケーススタディ】移行・物理的リスクの定量評価に係る具体的方法の検討</li> <li><b>(アドバンスドコースのみ) 移行・物理的リスクの定量評価手法を深掘り</b></li> </ul>
第4回	指標と目標 対応策の検討	△ (任意)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>指標と目標の考え方、事例を紹介。地域金融機関における「指標と目標」をグループディスカッション 【ケーススタディ】現状を踏まえた上で、自行庫における指標と目標を設定し、対応策を検討</li> <li><b>(アドバンスドコースのみ) PCAFに基づいたポートフォリオScope3算定実践編</b></li> </ul>
第5回	ガバナンス、リスク管理	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガバナンス・リスク管理の概要と事例紹介並びに検討上の留意点を解説 【ケーススタディ】自行庫におけるTCFD開示に向けた課題と対応</li> </ul>
第6回	総括・TCFD開示の先	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終課題の結果共有・講評</li> <li>TCFD開示の先と地域脱炭素化に向けた期待・方向性について有識者より講演</li> </ul>

## 環境省の取組②（ポートフォリオカーボン分析の高度化支援）

- 金融機関による対話・エンゲージメントを通じた投融資先の脱炭素化促進を目的に、**ファイナンスドエミッションの算定及び削減方法等に係るモデルケースを創出**するため、地域金融機関三行を対象とした**パイロットプログラムを実施**（2022年10月～2023年3月）。
- PCAF（Partnership for Carbon Accounting Financials）に基づきファイナンスドエミッションを算定した上で、TCFDやGFANZ等の移行計画に係る要素や海外事例等の調査に基づき、支援先金融機関の置かれている状況に応じたプログラムを実施。

### 調査概要

- ① PCAF等の国際イニシアチブにおける、**ファイナンスドエミッションの算定等に係る方法論の動向**
- ② ポートフォリオ・カーボン分析に係るファイナンスドエミッション等の算定、**削減計画及び削減取組に関する国内外の取組事例**。ファイナンスドエミッション算定に係るデータの品質向上に向けたGHG排出量の算定支援ツール等に係る動向
- ③ 国際エネルギー機関（IEA）のネットゼロ・シナリオや経済産業省の分野別ロードマップ等、**ポートフォリオのネットゼロに向けた取組の評価に活用しうる国内外の各種シナリオ** 等

### 支援概要

ネットゼロへの取組	プログラム概要（予定）
第一段階 ファイナンスドエミッションの算定	● 金融機関の投融資ポートフォリオに内在する移行リスク・機会の分析として、投融資先のGHG排出量（ファイナンスドエミッション）を算定。 <span style="float: right;">昨年度からの進展</span>
第二段階 削減計画の策定	● 金融機関の投融資ポートフォリオに係る移行リスクの低減並びに機会の獲得を目的に、算定したファイナンスドエミッションの移行計画を検討・策定。
第三段階 対話・エンゲージメントの実践	● 検討・策定した移行計画について、実現可能性を含めて投融資先と意見交換。 ● その上で、投融資先への脱炭素支援メニューを検討・実施。

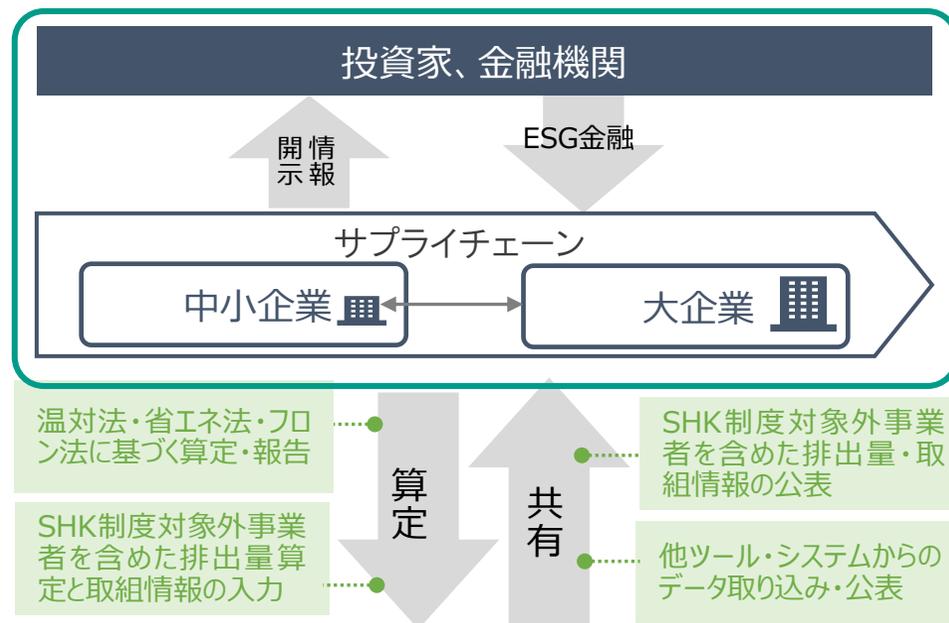
## 環境省の取組③（「EEGS」の保守運用・改修）

- 「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS（イーグス）」は、省エネ法・温対法・フロン法におけるGHG排出量に関する同時報告と、GHG排出情報の統合管理を目的とするシステム。各制度上の報告書作成から提出までをワンストップ化することで、事業者側の負担を軽減。
- 2022年5月以降、EEGSが稼働開始しており、今後も事業者等ニーズ等を踏まえ、必要となる機能改修業務を引き続き実施予定（左下参照）。

- ◆ GHG排出量算定・データ共有に係る企業ニーズの高まり等を踏まえ、2023年度以降、以下の改修を実施予定。

### 変更・追加等

- ✓ 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」（SHK制度）の見直しを受けたアルゴリズムの変更・追加（国家インベントリを踏まえた算定方法の変更等を想定）
- ✓ SHK制度の対象外である事業者が、EEGSを使って排出量算定や削減取組情報の入力を行い、それらを公表する機能の追加
- ✓ EEGS外の各種算定ツール・システムを用いて算定した排出量等のデータをEEGSに取り込み、EEGS上でそれらを公表する機能の追加 等



### 排出量算定・データ共有の基盤

省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム(EEGS)

- ・報告書作成・報告機能
- ・温室効果ガス排出量集計機能
- ・温室効果ガス排出量公表・分析機能 等

# (参考) 省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム (EEGS) の機能拡充

- STEP1が2022年5月から利用開始。STEP 2、STEP 3は2023年度から利用開始見込み。
- 2023年度、報告義務対象以外の事業者も算定公表利用できるよう設計・開発、2024年度報告から利用開始予定。

EEGS (イーグス) : Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting System

温室効果ガス排出者 (個人以外)

企業

地方公共団体

省エネ法・温対法・フロン法の報告

<各種ツールの統合>

## 省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム (EEGS)

<外部連携>

- 省エネ法報告書作成支援ツール
- 温対法報告書作成支援ツール
- フロン法報告書作成支援ツール

- 温室効果ガス排出量入力・集計ツール

**STEP1**

報告書作成・報告システム

【事業者向け】	排出量算定機能	報告書作成支援機能	報告書提出機能
【省庁向け】	報告書受付・差戻機能	報告書確定・出力機能	

**STEP2**

温室効果ガス排出量 集計システム

事業者別排出量情報	事業所別排出量情報
-----------	-----------

**STEP3**

温室効果ガス排出量 公表・分析システム

温室効果ガス排出量統合管理DB

【一般向け (投資家含む)】	【事業者・省庁向け】
排出量 集計・公表機能 (オープンデータ化)	排出量 分析機能

※公表は、「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度ウェブサイト」で行う想定

- 【STEP1】法人共通認証基盤 (gBizID)
- 【STEP2】地公体実行計画策定・管理等支援システム (LAPSS)
- Jクレジット登録簿システム
- 【STEP3以降】省エネ法関連システム
- 地方公共団体計画書制度

連携

- 環境省の外側にある公表データ (民間データ含む)
- 人口・GDP等の経済社会データ
  - 売上、従業員数等の企業データ
  - 企業のESG開示情報
  - エネルギー消費データ
  - 気象データ

- 凡例
- ユーザ
  - システム
  - 機能
  - 保持する情報
  - 情報の流れ

**排出者**  
(排出削減方策の検討)

**投資家・金融機関**  
(投資判断支援、投融资先事業者の排出量把握)

**国・自治体**  
(削減施策の検討)

---

## 4. ESG地域金融

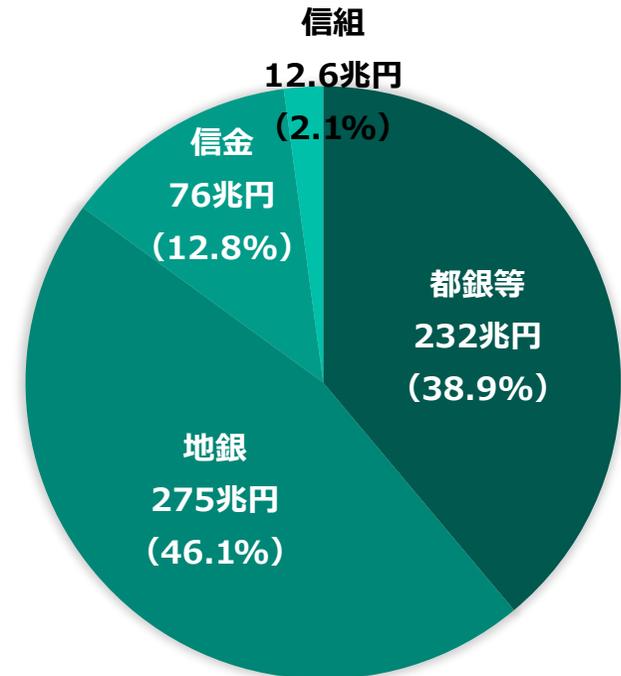
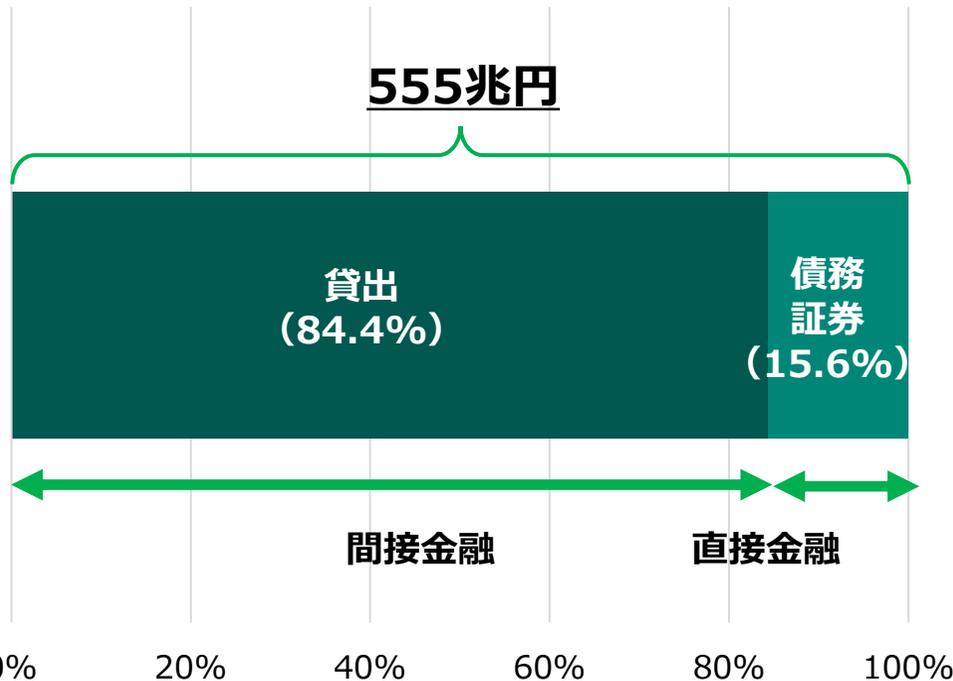
---

# グリーンファイナンスの普及・浸透に係る地域金融機関の重要性

- 民間非金融法人企業の負債残高を見ると、間接金融は84.4%（555兆円）を占め、間接金融の中でも地域金融機関による貸出が全体の60%以上を占める。
- 加えて、企業の90%以上を非上場の中小企業が占める我が国の状況を前提とすれば、**国内でグリーンファイナンスを普及・浸透する観点から、地域金融機関の役割が非常に重要。**

民間非金融法人企業における金融負債残高  
(2021年3月末時点、簿価・額面ベース)

金融機関属性別 貸出内訳  
(2021年3月時点、平残ベース)



出所：日本銀行「資金循環統計」

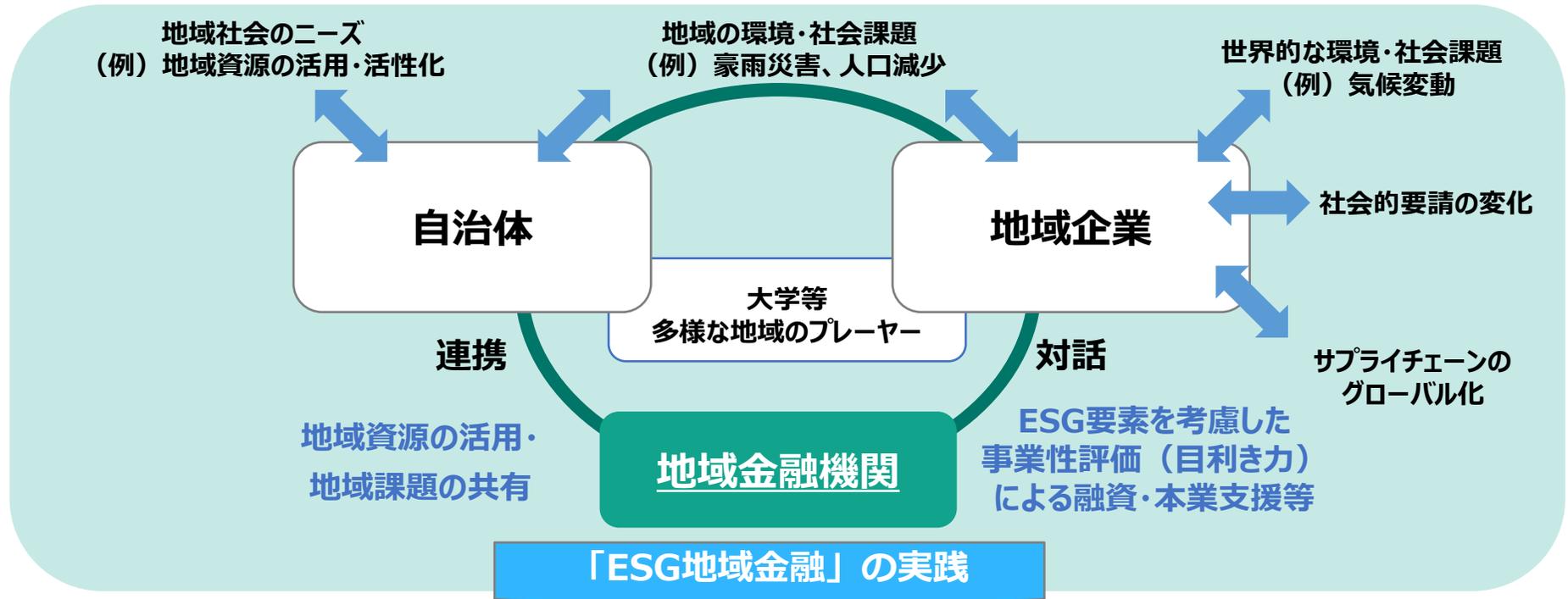
※金融機関向け、中央政府向け貸出を含まず（外銀を除く）

出所：日本銀行「貸出・預金動向」  
全国信用組合中央協会「全国信用組合預金・貸出金等状況」

※ 右図は公的金融法人企業、地方行政等その他への貸出を含む一方、左図は民間非金融法人企業のみを対象としたデータであり、両図の対象範囲は完全には一致しないものの、規模感を示すために引用しているもの。

# グリーンファイナンスの推進における地域金融の役割

- ◆ 経済がグローバル化する中、地域企業は地域経済の一員として、気候変動を始めとする世界的な変化の影響を受けながら、高齢化や人手不足といった地域社会の重要課題にも直面している。
- ◆ **地域金融機関**は、地域の経済・社会の活性化及び持続可能性のため、自治体等との連携や、地域企業との対話を通じて、**地域資源の活用・地域課題の解決に取り組んでいく重要なポジション**にある。



地域の環境・社会的課題  
によって生じる企業の  
ESGリスクや機会を考慮

ESG要素に着目し  
地域企業の価値を発掘・支援

地域の持続可能性の向上

トップの理解と  
積極的な関与

# 脱炭素化に向けた地域金融機関の動き

- 地域金融機関においても、地域の企業とともに、**脱炭素化を自らの重要経営課題として取組に着手する状況**が生まれている。
- 地域のサステナビリティを自らの経営課題として、地域・中小企業に対し、**脱炭素に向けた投資資金の提供と構造転換に向けたコンサル機能という両面で、地域金融機関は大きなチャンス**を有している。

## 地域金融機関による脱炭素化に伴う機会とリスクを捉えた地域企業支援の事例

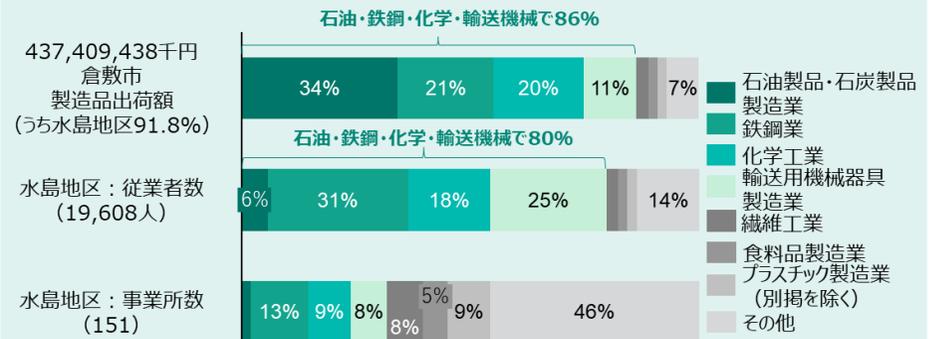
### 秋田県 北都銀行

- 秋田県沖での大規模洋上風力建設に関し、地域の事業者が関連産業に参入を検討するため、「**いつ・どの分野に・どのように参入すればよいか**」が分かる指針として**ロードマップ**を策定。



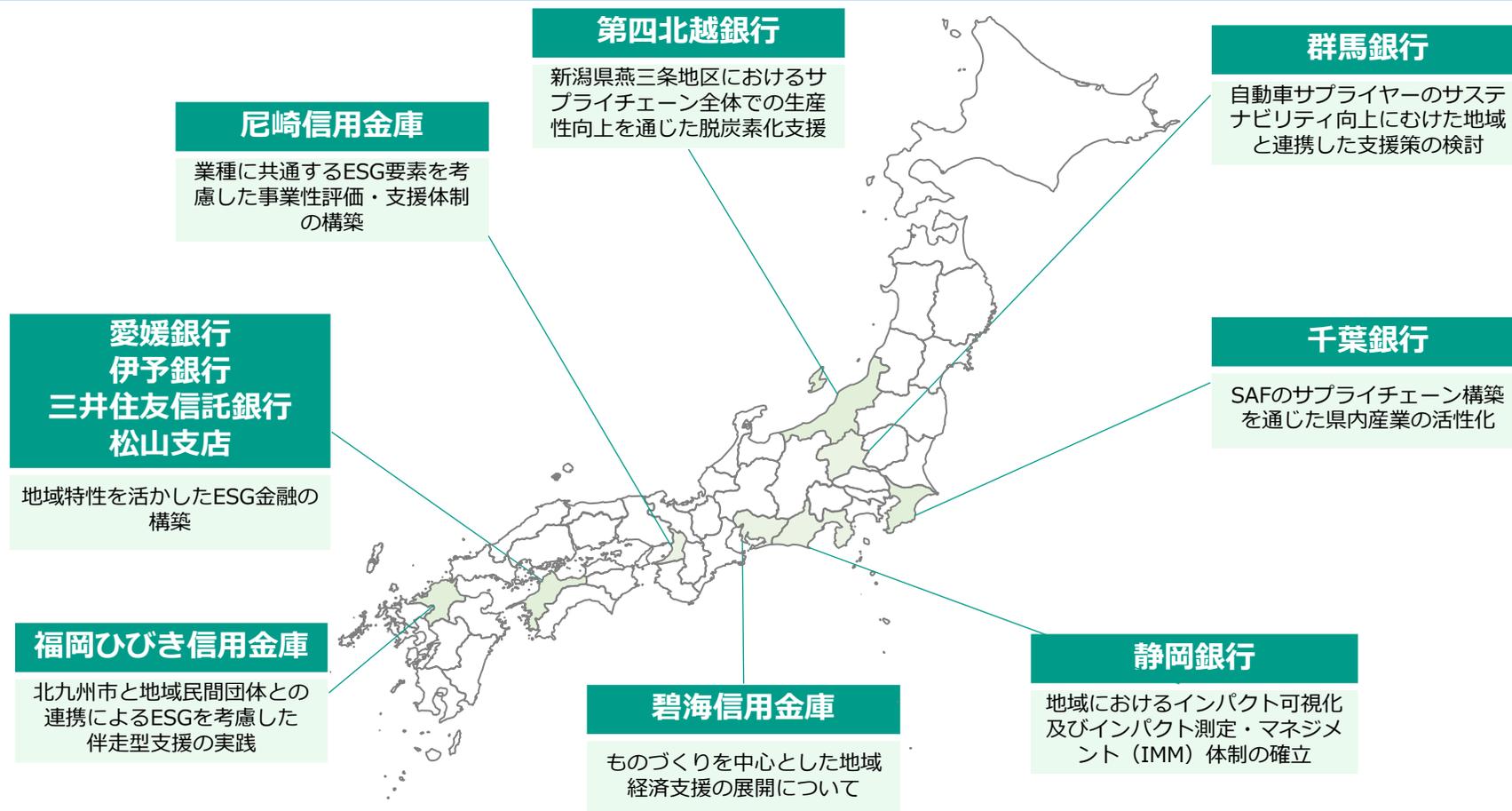
### 岡山県 玉島信用金庫

- 大規模な石油化学コンビナートを有し、脱炭素化に向けた移行が迫られる岡山県・水島地区の二次産業に関し、地域の信用金庫の立場から、**脱炭素化による取引先への影響を分析し、各業態への具体的な行動の整理や支援体制を構築**。加えて、自治体や他の金融機関等との連携を進めている。



# 令和4年度地域におけるESG金融促進事業委託業務 採択先一覧

- 環境省において、地域金融機関に対し、地域課題の解決や地域資源を活用したビジネス構築等の支援を行うことにより、ESG地域金融の取組を促進。
- 今年度採択した8案件（10金融機関）の中でも、**自動車産業や金属加工などの地域全体での脱炭素対応**や、**地域での持続可能な航空機燃料（SAF）の供給**など、地域での脱炭素化を具体的な融資先支援や案件創出につなげる取組を支援。



# 中小企業における脱炭素化促進に向けた環境省の取組

サプライチェーン全体での脱炭素化促進に向け、環境省では中小企業に対して、多様性のある事業者ニーズを踏まえて、**①地域ぐるみでの支援体制の構築、②算定ツールや見える化の提供、③削減目標・計画の策定、脱炭素設備投資**に取り組んでいく。

## 【脱炭素化への取組のステップ】

取組が評価され企業価値が向上、投融資や事業機会が拡大

取組の動機付け  
(知る)

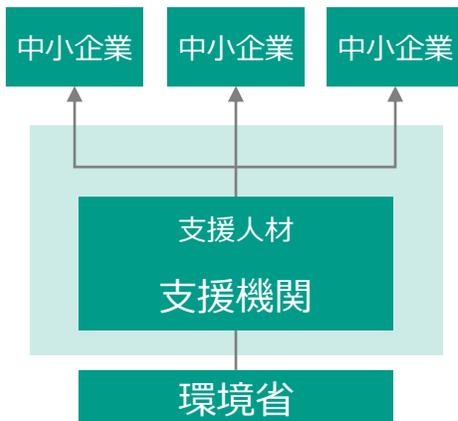
排出量の算定  
(測る)

削減目標・計画の策定、脱炭素設備投資  
(減らす)

### ①地域ぐるみでの支援体制構築

- 地域金融機関、商工会議所等の経済団体など(支援機関)の人材が、中小企業を支援する支援人材となるための説明ツールの提供やセミナー等開催による育成支援(支援機関に対する公募によるモデル事業を実施予定)【R5新規】
- 金融機関等から中小企業への助言ができるよう、脱炭素化支援に関する資格の認定制度を検討【R5新規】

### 【支援体制構築イメージ】



### ②算定ツールや見える化の提供

- 支援人材が、中小企業を回る際に使う算定対話ツールの提供【R5新規】
- 事業者に対する温室効果ガス排出量の算定ツール(見える化)の提供【R5新規】※利用はR6からの予定

カーボンフットプリント(CFP)を活用した官民におけるグリーン製品の調達の推進と、その基盤となるガイドラインの整備

### ③削減目標・計画の策定、脱炭素設備投資

事業者に対して、削減計画策定支援(モデル事業やガイドブック等)

- ・CO2削減目標・計画策定支援(モデル事業・補助)
- ・削減目標・計画に係るセミナー開催、ガイドブック策定

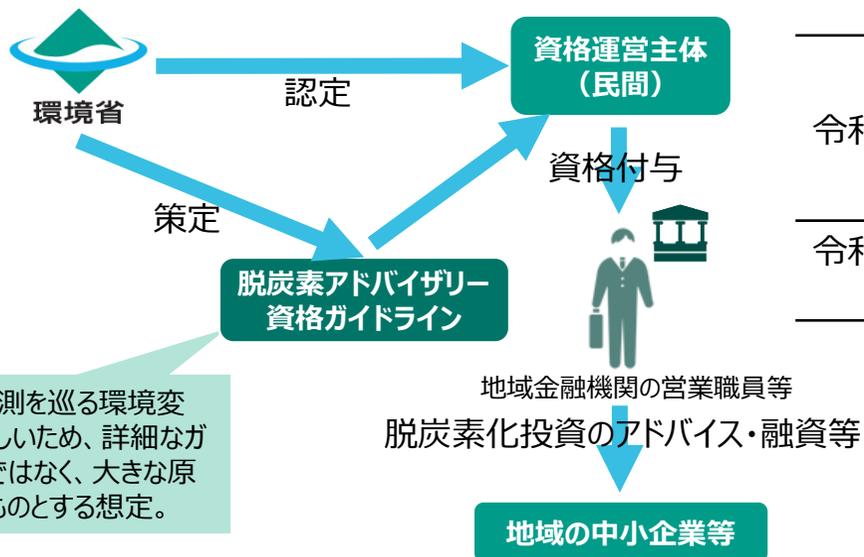
事業者に対して、脱炭素化に向けた設備更新への補助、ESG金融の拡大等

- ・省CO<sub>2</sub>型設備更新支援(1/3, 1/2 or CO<sub>2</sub>削減比に応じた補助)
- ・サプライチェーン企業が連携した設備更新(1/2 or 1/3補助)
- ・ESGリース促進
- ・環境金融の拡大に向けた利子補給事業(年利1%上限)

# 脱炭素アドバイザー資格制度の検討概要

- 企業のサプライチェーン全体での脱炭素化の要請が強まる中で、企業の温室効果ガス排出量の計測と、それに基づく対策指南のニーズが高まり、既に様々な事業者がサービスを提供しているが、**その内容や質はそれぞれのサービスによる状況。**
- 中小企業が安心して利用できるサービスが提供されるためには、中小企業と信頼関係があり日常的な接点を持つ**金融機関がサービスの提供者（または仲介者）として機能**することが有効。
- 上記の課題に対応するため、金融機関の営業職員が取得することを想定した、**脱炭素に係る資格制度の在り方を検討する**。民間主導での柔軟な取組を可能とするため、**国としてガイドラインを作成し、それに準拠した民間制度に認定を付与する仕組みを新設する**。

脱炭素支援資格制度（イメージ）



スケジュール（イメージ）

令和4年度	11～3月	有識者による検討会開催（3回程度）
	3月頃	ガイドラインの公表
令和5年度以降		民間資格のガイドライン適合性認定 必要に応じガイドライン更新